(第5条関係)

新原	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		新島村	対光ブロ	ードバ	ンド和	多設届	年	月	日
				【加入		所名			印	
所を	新島村光ブロ と変更したい <i>0</i>					条例加	拖行規則第5条	ミに基づ	き、設	置場
					記					
1	現在の住所	住所								
2	移設先の住所	所 住所								

注 移設に関わる費用は新島村光ブロードバンド分担金徴収条例による。